

静岡県告示第757号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (1) 道路			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
一般国道135号	熱海市と伊東市との境界から下田市の一般国道136号との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する下田市及び伊東市の市街地域を除く。）	一般国道135号	下田市の一般国道136号との接続点から熱海市と伊東市との境界までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）
一般国道136号	(1) 南伊豆町 差田の県道 下田石廊松崎線との交差点から松崎町の松崎	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	一般国道136号	(1) 下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示

	橋までの区 間（トンネ ルの区間を 除く。）		<u>136号バイパ スとの立体 交差点まで の区間（ト ンネルの区 間を除く。）</u>	する伊豆市の 市街地域を除 く。）
(2)	<u>松崎町の 南川橋から 西伊豆町の 浜橋までの 区間</u>	//	(2) <u>伊豆の国 市と函南町 との境界か ら県道清水 函南停車場 線との交差 点までの区 間</u>	左記に指定す る区間の道路 から100メー ルの等距離線 の範囲内の地 域（別に図示 する函南町の 市街地域を除 く。）
(3)	<u>西伊豆町 道浜新道と の交差点か ら伊豆市の 駿河湾カー フェリー入 口までの区 間（トンネ ルの区間を 除く。）</u>	//		
(4)	<u>伊豆市新 田の昭和橋 から伊豆市 道士肥船原 峠線との交 差点までの 区間</u>	左記の指定す る区間の道路 から100メー ルの等距離線 の範囲内の地 域		
(5)	<u>伊豆市道 土肥船原峠 線との交差 点から県道 船原西浦高 原線との交 差点までの</u>	左記の指定す る区間の道路 から100メー ル（谷側は500 メートル）の 等距離線の範 囲内の地域		

	<u>区間（トンネルの区間を除く。）</u>	
(略)		
一般国道414号	<u>伊豆市猿橋から河津町梨本橋までの区間（トンネルの区間を除く。）</u>	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
県道伊東修善寺線	<u>県道池東松原線との交差点から冷川トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）</u>	//
県道伊東大仁線	<u>伊東市の名草橋から伊豆の国市道大107号線との交差点までの区間</u>	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
県道修善寺戸田線	<u>戸田峠から伊豆ニットーランド付近の伊豆市道公園道</u>	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線

(略)		
一般国道414号	<u>伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差までの区間（トンネルの区間を除く。）</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）
(略)		
県道伊東修善寺線	<u>全区間（トンネルの区間を除く。）</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市及び伊豆市の市街地域を除く。）
県道伊東大仁線	<u>全区間</u>	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
県道修善寺戸田線	(1) <u>伊豆ニットーランド付近の伊豆市道公園道</u>	左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線

	路分岐点までの区間	の範囲内の地域
県道山中湖小山線	(略)	//
(略)		
県道船原西浦高原線	<u>戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間</u>	(略)
県道沼津土肥線	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から <u>伊豆市寸場橋</u> までの区間	(略)
<u>伊豆市道11009号線</u>	全区間	左記に指定する区間の道路から <u>100メートル</u> の等距離線

	路分岐点から <u>戸田峠</u> までの区間	の範囲内の地域
	(2) <u>一般国道136号との交差点から伊豆ニッポランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間</u>	左記に指定する区間の道路から <u>500メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
県道山中湖小山線	(略)	左記の指定する区間の道路から <u>800メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
(略)		
県道船原西浦高原線	<u>伊豆市道土肥船原峠線との交差点から戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点までの区間</u>	(略)
県道沼津土肥線	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から <u>国道136号</u> との交差点までの区間	(略)
<u>伊豆市道温泉場大芝山線</u>	全区間	左記に指定する区間の道路から <u>500メートル</u> の等距離線

		の範囲内の地域
(略)		
県道西天城高原線	全区間	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
伊豆市道土肥船原峠線	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
焼津市道当目花沢線	(略)	

		の範囲内の地域
(略)		
県道西天城高原線	(1) 県道伊東西伊豆線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域
	(2) 伊豆市道土肥船原峠線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
伊豆市道土肥船原峠線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		
焼津市道当目花沢線	(略)	
県道須崎柿崎線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域

		域
県道下 田松崎 線	全区間（トン ネルの区間を 除く。）	//
県道下 田南伊 豆線	全区間（トン ネルの区間を 除く。）	//
県道下 佐ヶ野 谷津線	一般国道414号 との交差点か ら一般国道135 号との交差点 までの区間	//
県道伊 東西伊 豆線	伊東市の県道 伊東修善寺線 との交差点か ら伊豆市冷川 の県道伊東修 善寺線との交 差点まで及び 伊豆市八幡の 県道伊東修善 寺線との交差 点から西伊豆 町の一般国道 136号との交差 点までの区間	左記に指定す る区間の道路 から500メー ルの等距離線 の範囲内の地 域（別に図示 する伊東市の 市街地域を除 く。）
県道南 伊豆松 崎線	全区間	左記に指定す る区間の道路 から500メー ルの等距離線 の範囲内の地 域
県道熱 海大仁	県道伊東大仁 線との交差点	左記に指定す る区間の道路

線	から県道大仁 停車場線との 交差点までの 区間	から500メート ルの等距離線 の範囲内の地 域（別に図示 する伊豆市の 市街地域を除 く。）
県道池 東松原 線	全区間	左記に指定す る区間の道路 から500メート ルの等距離線 の範囲内の地域
県道葦 山伊豆 長岡修 善寺線	(1) 伊豆の国 市石堂橋か ら県道静浦 港葦山停車 場線との交 差点までの 区間	//
	(2) 伊豆の国 市小坂の一 般国道414号 との交差点 から伊豆市 瓜生野の一 般国道136号 との交差点 までの区間	左記に指定す る区間の道路 から500メート ルの等距離線 の範囲内の地 域（別に図示 する伊豆市の 市街地域を除 く。）
県道原 木沼津 線	伊豆の国市原 木の一般国道 136号との交差 点から沼津市 上香貫と沼津 市中瀬町との 境界までの区	左記に指定す る区間の道路 から500メート ルの等距離線 の範囲内の地 域

--	--

	間	
県道仁科峠宇久須線	全区間	//
伊豆縦貫自動車道天城北道路	全区間（トンネルの区間を除く。）	//
県道修善寺天城湯ヶ島線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）

(2) 鉄道

路線名	指定する区間	指定する区域（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。）
(略)		
伊豆急行鉄道線	(略)	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地

(2) 鉄道

路線名	指定する区間	指定する区域（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。）
(略)		
伊豆急行鉄道線	(略)	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地

		域（別に図示する下田市及び伊東市の市街地域を除く。）
--	--	----------------------------

		域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）
伊豆箱根鉄道駿豆線	(1) 県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する函南町の市街地域を除く。）
	(2) 県道伊東大仁線との交差点から修善寺駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(i) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域 （静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。）

4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域

(i) 道路

路線名	指定する区間	指定する区域 （静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。）

(略)		
一般国道136号	(1) <u>下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)</u>	〃
	(2) <u>函南町と伊豆の国市との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間</u>	〃
(略)		
一般国道246号	(略)	
一般国道414号	<u>伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)</u>	〃
(略)		

(略)		
一般国道136号	<u>伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間</u>	〃
(略)		
一般国道246号	(略)	
(略)		

一般国道473号バイパス	(略)	
県道須崎柿崎線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)
県道下田松崎線	全区間(トンネルの区間を除く。)	〃
県道下田南伊豆線	全区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)
県道下佐ヶ野谷津線	一般国道135号との交差点から一般国道414号との交差点までの区間	〃
県道伊東西伊豆線	伊東市の県道伊東修善寺線との交差点から伊豆市冷川の県道伊東修善寺線との交差点まで及び	〃

一般国道473号バイパス	(略)
--------------	-----

	伊豆市八幡の 県道伊東修善 寺線との交差 点から西伊豆 町の一般国道 136号との交差 点までの区間			
県道南 伊豆松 崎線	全区間	//		
県道熱 海大仁 線	県道伊東大仁 線との交差点 から県道大仁 停車場線との 交差点までの 区間	//		
県道伊 東修善 寺線	全区間（トン ネルの区間を 除く。）	//		
県道池 東松原 線	全区間（トン ネルの区間を 除く。）	//		
県道伊 東大仁 線	全区間	//		
県道修 善寺戸 田線	伊豆市内の全 区間	//		
県道沼 津小山 線	(略)	//	県道沼 津小山 線	(略)
県道船 原西浦 高原線	全区間	左記に指定す る区間の道路 から500メー ルの等距離線 の範囲内の地		左記に指定す る区間の道路 から500メー ルの等距離線 の範囲内の地 域（用途地域 の区域を除 く。）

		域
県道沼津土肥線	伊豆市寸場橋から国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
伊豆市道11009号線	全区間	〃
県道葎山伊豆長岡修善寺線	(1) 伊豆の国市石堂橋から県道静浦港葎山停車場線との交差点までの区間	〃
	(2) 伊豆の国市小坂の一般国道414号との交差点から伊豆市瓜生野の一般国道136号との交差点までの区間	〃
県道原木沼津線	伊豆の国市原木の国道136号との交差点から沼津市上香	〃

	貫と沼津市中瀬町との境界までの区間	
(略)		
一般国道152号	(略)	
県道仁科峠宇久須線	全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）
(略)		
牧之原市道菅ヶ谷本線	(略)	
伊豆市道土肥船原峠線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域
(略)		

(2) 鉄道

路線名	指定する区間	指定する区域（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、
-----	--------	---

(略)		
一般国道152号	(略)	
(略)		
牧之原市道菅ヶ谷本線	(略)	
(略)		

(2) 鉄道

路線名	指定する区間	指定する区域（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、
-----	--------	---

		裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)		
伊豆箱根鉄道駿豆線	(1) 県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	〃
	(2) 県道伊東大仁線との交差点から修善寺駅までの区間	〃
(略)		

5 条例第3条第9号に規定する区域

名称	指定する区域（浜松市の区域を除く。）
八丁池	全区域及び全区域の湖岸から <u>200メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
一碧湖	〃
(略)	
城ヶ崎海岸	伊東市富戸漁港漁港区域北側境界から伊東市と東伊豆町との境界までの海岸線から <u>200メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
伊豆西北海岸	沼津市と伊豆市との境界から伊豆市土肥港港湾区域北側境界までの海岸線から <u>200メートル</u> の等距離線の範囲内の地域

6 条例第5条第4号に規定する区域

名称	指定する区域（浜松市の区域を
----	----------------

		裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)		
伊豆箱根鉄道駿豆線	県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	〃
		〃
(略)		

5 条例第3条第9号に規定する区域

名称	指定する区域（浜松市の区域を除く。）
八丁池	全区域及び全区域の湖岸から <u>500メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
一碧湖	全区域及び全区域の湖岸から <u>500メートル</u> の等距離線の範囲内の地域
(略)	
伊豆海岸	伊東市新井汐吹崎から伊豆市と沼津市との境界までの海岸線から <u>500メートル</u> の等距離線の範囲内の地域

6 条例第5条第4号に規定する区域

名称	指定する区域（浜松市の区域を
----	----------------

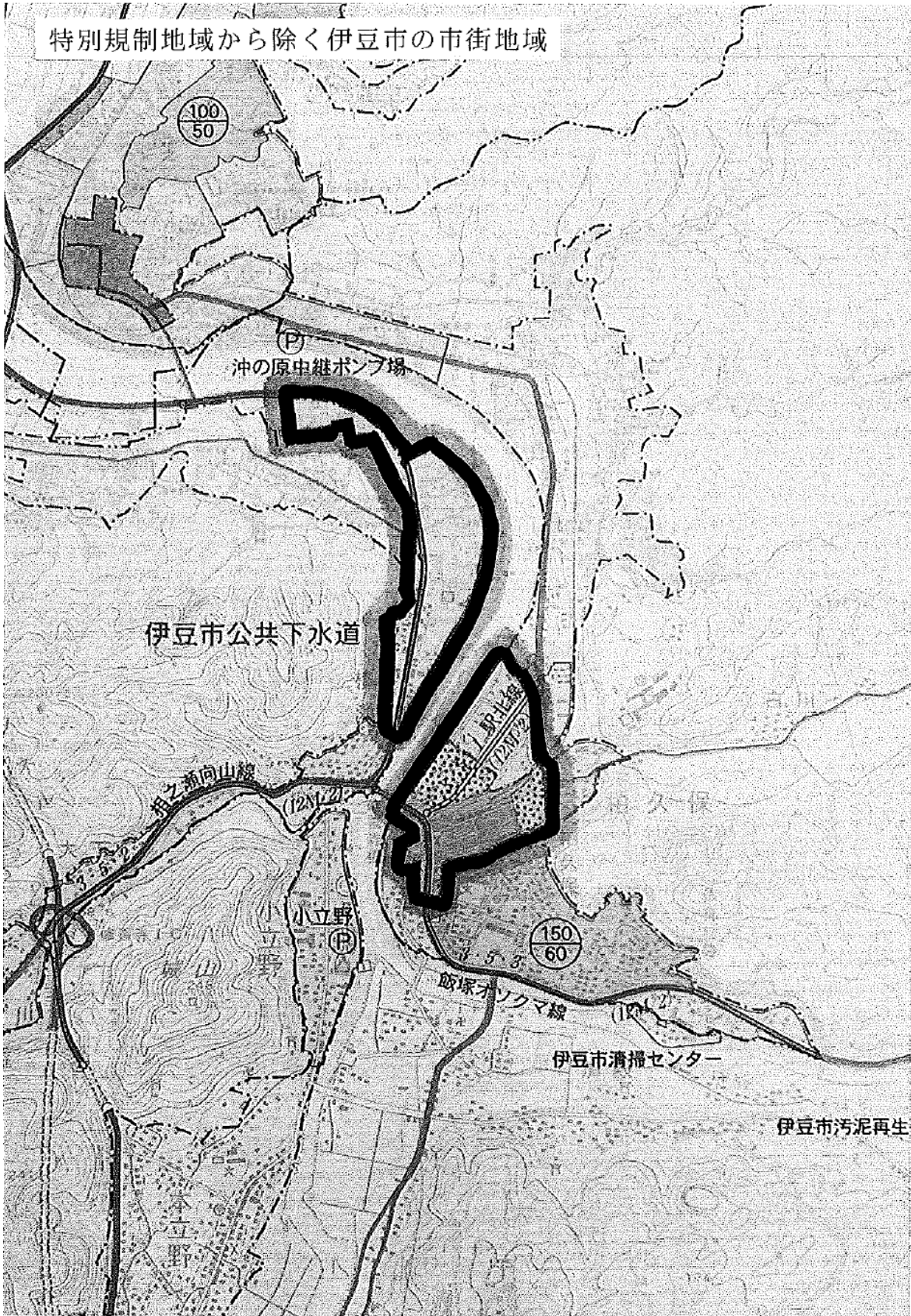
	除く。)		除く。)
天竜川	(略)	天竜川	(略)
<u>八丁池</u>	<u>全区域の湖岸から 500 メートルの等距離線の範囲内の地域</u>		
<u>一碧湖</u>	<u>//</u>		
浜名湖	(略)	浜名湖	(略)
<u>伊豆海岸</u>	<u>伊東市新井汐吹崎から伊豆市と沼津市との境界までの海岸線から 500 メートルの等距離線の範囲内の地域</u>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

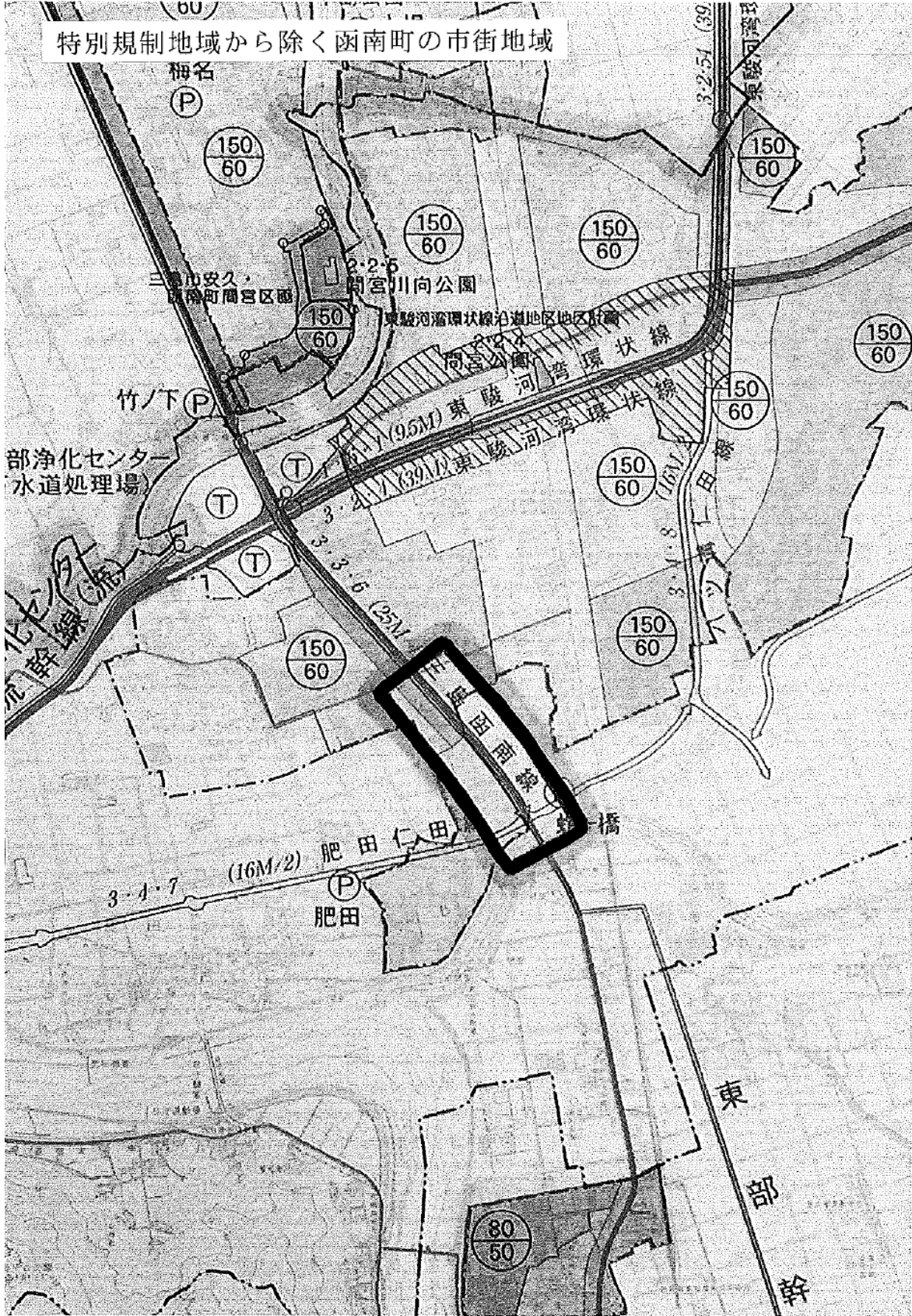
下田市及び伊東市（その 2）の図を削る。

伊東市（その 1）の図の次に次のように加える。

特別規制地域から除く伊豆市の市街地域



特別規制地域から除く函南町の市街地域



附 則

この告示は、平成29年11月 1 日から施行する。